

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表八件

福島県監査委員

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成25年 8月23日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 青 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成25年 6月4日～平成25年 7月24日
- 2 監査対象機関 公所16箇所
- 3 監査の結果

湖南高等学校、田島高等学校、南会津高等学校及び只見高等学校の4機関は平成23会計年度及び平成24会計年度の財務に関する事務、その他の12機関は平成24会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津児童相談所	平成25年 7月10日	青 木 稔	尾 形 克彦	実地監査	平成25年 5月15日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー郡山	平成25年 6月12日	青 木 稔	尾 形 克彦	実地監査	平成25年 5月10日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
水産事務所	平成25年7月24日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年5月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
福島空港事務所	平成25年7月24日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年5月21日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・公園施設長寿命化計画策定業務委託契約において、契約書（特記仕様書）に定める「概要書」の提出がないにもかかわらず、履行が確認されたとして委託料が支払われている。（福島空港事務所）

(5) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
教育センター	平成25年6月4日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年5月9日
郡山自然の家	平成25年6月12日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年5月9日
湖南高等学校	平成25年7月10日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年5月14日
白河実業高等学校	平成25年6月4日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年5月8日
田島高等学校	平成25年7月9日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年5月14日
南会津高等学校	平成25年7月10日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年5月14日
只見高等学校	平成25年7月9日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年5月15日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・購入、寄付等で受け入れた備品について、物品管理簿に記載されておらず備品標識も付されていないものがある。また、使用不能のため廃棄となった備品について不用決定の手続がされていないものがある。（教育センター）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
福島警察署	平成25年6月4日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年4月24日
福島北警察署	平成25年6月4日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年4月25日
郡山警察署	平成25年6月12日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年5月8日

白河警察署	平成25年 6月 4日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年 4月23日
いわき中央警察署	平成25年 7月23日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年 5月16日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・夜勤手当が、不足支給（1人11,424円）及び過支給（1人11,328円）となっている。

また、特殊勤務手当が、不足支給（1人20,320円）及び過支給（1人12,800円）となっている。（いわき中央警察署）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

（監査総務課）

監査公表第13号

平成25年3月29日監査公表第4号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年 8月23日

福島県監査委員 青木 稔
 福島県監査委員 亀岡 義尚
 福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 尾形 克彦
 25教財第218号
 平成25年5月31日

福島県監査委員 青木 稔
 福島県監査委員 亀岡 義尚
 福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 尾形 克彦

福島県教育委員会委員長 境野 米子 囀

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成25年3月19日付け24福監第218号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

石川高等学校

指摘事項	措置状況
<p>「指摘事項」 内部牽制が十分に機能していないため、著しく事務処理の執行に適正を欠いている。</p> <p>「事実」 事務の執行において内部牽制が十分に機能しておらず、多くの事務処理の誤り及び遅延がある。</p> <p>1 教員特殊業務手当の特殊勤務実績簿の事務手続（所属長決裁）が行われていない。 また、教育業務連絡指導手当の特殊勤務実績簿については、全く作成されていない。</p> <p>2 特殊勤務手当（教員特殊業務手当</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1 教員特殊業務手当の特殊勤務実績簿の作成・整理（所属長決裁）を平成25年3月29日までに行いました。</p> <p>2 特殊勤務手当（教員特殊業務手当3号）の追給について、平成23年度分は平成25年4月15日に、平成24年度分は平成25年4月3日に行いました。</p> <p>職員会議において、特殊勤務手当の事務手続について周知徹底を行い、また特殊勤務実績簿の提出を確認できる体制を整えました。</p>

<p>3号)の周知徹底及び支給要件の確認を行わなかったため、支給漏れとなっている。</p> <p>平成23年度35件不足支給額119,000円 平成24年度16件不足支給額 54,400円</p> <p>3 旅行終了から3か月以上経過して支払われている旅費が、23年度が177件、24年度が151件あり、適正な時期に旅費が支払われるようなチェック体制が不十分である。</p> <p>「是正・改善等の意見」 事務の執行に当たっては適正な事務処理が行われるよう、関係規程の理解と事務処理方法等の改善を図るとともに、組織としての内部牽制が適切に行われるようチェック体制の強化に努めること。</p>	<p>3 適正な時期に旅費が支払われるよう、管理職によるチェック体制を確立しました。</p> <p>平成25年度においては、内部牽制が適切に行われるよう、次のとおりチェック体制の強化を図りました。今後も、毎年度、事務分担を見直すなど、内部牽制が十分に機能するようにします。</p> <p>(1) 事務分担の大幅な見直し。 (2) 関係規程の理解と事務処理方法等の改善を図るための職場内研修の随時実施。 (3) 正副担当による相互チェックのほか、事務長、教頭等の管理職による内部のチェック体制の強化。 (4) 収入・支出チェックリストの活用による支払い遅延等の防止。 (5) 旅費のチェックリストの活用、かつ、教頭との連携による複層的な対応を図ることによる旅費の支払い遅延防止。</p>
---	--

船引高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 支出負担行為及び支出事務手続において著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 校舎内ひび割れ補修工事について、修繕調書による支出負担行為手続を行わないまま、平成23年9月6日に甲社へ電話で工事を依頼し、平成23年10月28日に工事が完了した後も支出手続を失念し、平成24年10月19日に支出事務手続を行っている。</p> <p>校舎内ひび割れ補修工事 需用費 244,650円</p> <p>「是正・改善等の意見」 事務の執行に当たっては、適時適切な事務処理が行われるよう内部牽制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>支出事務の執行に当たっては、関係規程に基づき適正な執行を図るとともに、各種帳票・書類等の審査・確認を確実にを行うため、所属内チェック体制の強化・徹底に努めるとともに工事等の手順チェック表を作成し、手続に遺漏がないようにしました。</p>

いわき総合高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部牽制が十分に機能していないため、事務処理の執行に著しく適正を欠いている。</p> <p>「事実」 事務の執行において内部牽制が十分に</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1 平成25年3月給与入力処理に合わせて出勤簿を整理しました。</p>

機能しておらず、事務処理に多くの誤りがある。

- 1 出勤簿の整理（出勤押印及び記号表示）が行われていない出勤簿が多数認められる。
- 2 教員Aに係る住居手当について、支給停止処理を失念し9か月遅れて処理している。
また、支給停止処理時に行うべき過年度分戻入（162,000円）の調定処理をも失念し、支給停止処理から6か月遅れで処理している。
- 3 教員B、C、D及びEに係る通勤手当について、病気休暇等を取得し通勤実績のなかった月について手当を支給したため、計52,500円（6か月分）が過支給となっている。
- 4 教員Fに係る住居手当及び通勤手当について、月途中での転居にも関わらず当該月から支給額を改定したため、住居手当が27,000円の不足支給、通勤手当が2,500円の過支給となっている。
- 5 職員手当の認定に伴う給与等関係認定通知書の提出が恒常的に1～3か月程度遅れている。

〔是正・改善等の意見〕

事務の執行に当たっては適正な事務処理が行われるよう、担当職員はその職責と役割を十分理解し、関係規程の理解と事務処理方法等の改善を図るとともに、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制の強化に努めること。

3 平成25年3月7日までに所定の返納手続を行いました。

4 平成25年3月5日、平成25年3月支給の給与にて追給・返納処理を行いました。

2及び5については、今後は、届出等があった場合には、速やかに処理することといたします。

今後は、以下の項目に取り組むことにより、職員の内部牽制機能を確立していくこととします。

- (1) 再発を防止するための対応策を整理の上共有し、実行する。
- (2) 打合せ等を頻繁に実施し、業務の状況についての情報を共有するとともに時々の課題への対応策等について協議の上、実行する。
- (3) 正副担当による相互確認及び管理職による確認と進行管理を徹底する。

（監査総務課）

監査公表第14号

平成25年3月29日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 25教財第217号
 平成25年5月31日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会委員長 境 野 米 子 囀

定期監査（技術監査）に係る措置状況について（通知）

平成25年3月19日付け24福監第219号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

教育庁財務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 発注前における工事の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実の概要」 安積黎明高校災害復旧（校舎改築・建築）工事の設計において積算に誤りがあったため、設計額が過小となっている。</p> <p>1 工事の名称 安積黎明高校災害復旧（校舎改築・建築）工事</p> <p>2 内 容 正 設 計 額 1,307,373,900円 誤 設 計 額 1,306,174,800円 過小設計額 1,199,100円</p> <p>(1) 構造計算の初期条件の設定に誤りがあり、積算（鉄筋量）が過大となっている。</p> <p>(2) 仮設鉄板敷きの存置期間と運搬費に誤りがあり、積算が過大となっている。</p> <p>(3) 天井落下防止のための軽量鉄骨天井下地材が設置されていない箇所があったことから、積算が過小となっている。</p> <p>(4) 温度補正を考慮したコンクリート単価に誤りがあり、積算が過小となっている。</p> <p>(5) 木製建具の一部について採用単価に誤りがあり、積算が過小となっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 工事の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制の強化に努めること。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>当該工事の設計積算については、委託先である営繕課において、建築・設備工事共通仕様書及び建築関係工事積算基準に基づき、仕様、数量及び採用単価の確認を再度行い、工事発注前に適正な設計書としました。</p> <p>今後は、設計積算等の誤りがないように新たに作成した「建築・設備工事積算業務チェックリスト」により、チェック状況を十分に確認するなど、営繕課との連携を強化し、工事の設計積算の適正な執行に努めてまいります。</p>
<p>「検討事項」 安積黎明高校災害復旧（校舎改築・建築）工事の設計内容について、検討を要するものがある。</p> <p>「検討すべき事項」 昇降口屋根に落雪防止策を講じることについて。</p> <p>改築される北校舎東側の昇降口は、2層吹抜けの構造で屋根の高さは7mを超えているが、原設計において屋根に雪止め等の設置が無く、落雪防止対策が講じられていない。</p> <p>屋根下の昇降口前には、自転車置場が位置し、冬期間においても生徒が登下校時に参集することが想定されること、また吹抜け上層部に暖気が溜まることにより一気に落雪する可能性も否定できない。</p>	<p>左記の検討事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>当該昇降口屋根については、緩勾配とすることにより、落雪しにくい構造としていますが、落雪の可能性を否定できない状況にあります。</p> <p>そのため、屋根に雪止め金物を設置することにより、落雪防止対策をより一層強化します。</p> <p>今後も、生徒の安全を第一にした施設整備を進めてまいります。</p>

以上のことから、不測の事態に配慮し、落雪防止対策を講じることについて検討を要する。

(監査総務課)

監査公表第15号

平成25年3月29日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年 8月23日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 25財第446号
 平成25年5月31日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

随時監査に係る措置状況について（通知）

平成25年3月19日付け24福監第220号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

随時監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 監査対象機関 土木部
 監査対象年度 平成23年度及び平成24年度
 監査実施年月日 平成25年3月15日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 国費（国庫支出金）に係る収入事務について、調定の欠落や調定額の誤りを防止する仕組みがないなど、国費の適正な収入を確保するために必要な体制が構築されていない。</p> <p>「事実」 平成23年度の決算（歳入）において、下水道特別会計で社会資本整備総合交付金（下水道事業）の収入額が本来あるべき額より55,658千円不足し、一般会計で公共土木施設災害復旧費（下水道）市町村監督事務費交付金の収入となるべき額13,465千円が欠落している。また、それらの補填のため、それぞれ繰入金、一般財源が充当されている。 なお、事実判明後の早急かつ的確な対応に欠けているものがある。</p> <p>1 社会資本整備総合交付金（下水道事業）</p>	<p>国費に係る収入事務については、平成24年7月から交付決定時に調定を行うこととしました。</p> <p>また、歳入予算額や国費の交付決定額との突合を行うため、国費点検用のチェックリストを作成しました。チェックに際しては、職員相互や管理監督者、事業担当課による組織的なチェックを行うとともに、組織としての事務引継、さらには、適正な事務処理に関する職員研修を実施しました。</p> <p>今後は、事務マニュアルの整備を行うなど、より適正な事務処理に努めてまいります。</p>

国費の積算過程が非常に複雑であるにもかかわらず、その事務を土木総務課の予算担当者一人が担うこととなっており、当該担当者段階で事実上、国費額が確定されている。すなわち、当該国費の積算の基礎資料を作成している下水道課による確認に付すこともなく、当該担当者以外の者（管理監督者等）による国費額の実質的なチェックも行われていない。さらには、歳入予算額や国費の交付決定額（不用額及び翌年度繰越額を控除した、現年度に収入となるべき国費額）との突合によるチェックも行われていない。

- 2 公共土木施設災害復旧費（下水道）
市町村監督事務費交付金
国費の請求・調定については、担当者交代時の事務引継の際に事務処理状況の確認が行われることもなく、また、調定されていないことについて管理監督者等によるチェックも行われず、結果的に調定が欠落している。なお、調定については、原則的な取扱いである国費の交付決定時ではなく、収入の都度行っている。これによる場合、未だ収入されていない国費についても当該年度の3月末までには、歳入して調定すべきこととなっているが、この対象となる国費を把握する具体的な仕組みを欠いている（前述1同様、歳入予算額や国費の交付決定額との突合によるチェックも行われていない。）。

「是正・改善等の意見」

国費に係る適正な収入事務を行うため、当該事務の誤りや欠落を未然に防止する実効性のあるチェックを機能させ、かつ適切な事務引継の指導・確認、必要な職員研修の実施及び事務マニュアルの整備を行うなど、必要かつ十分な執行体制を構築すること。

（監査総務課）

監査公表第16号

平成25年3月29日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

25財第989号
平成25年7月12日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成25年3月19日付け24福監第221号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公益財団法人福島県観光物産交流協会（旧財団法人福島県観光物産交流協会）
- 2 所管部局 商工労働部
- 3 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 会計処理について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 次のとおり、協会会計規程に則った適正な会計処理が行われておらず、また、内部牽制体制が不完全なため適切なチェックも行われていない。</p> <p>1 利付国庫債券の3月分の利息550,000円について、平成23年度の収益とすべきだったにもかかわらず、年度末の預金通帳の記帳確認を怠ったために、平成24年度の収益としている。</p> <p>2 総勘定元帳と現金出納帳の差異161,522円について、現金出納帳の誤記帳を訂正すべきところ、当該誤記帳に基づき雑損失として誤って計上している。</p> <p>3 什器備品である陳列棚2件、2,283,730円の取得に当たり、契約書が省略できる場合に該当していないにもかかわらず契約書を作成しておらず、また、什器備品台帳も整備されていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 会計処理に当たっては、事務局内の内部牽制体制を整備の上、関係規程に基づき適正かつ的確に行うこと。</p>	<p>1 今後は、年度末の通帳記帳を必ず行い再発防止を徹底することとしました。</p> <p>2 差異発生の原因について再度検証を行ったところ、仕訳誤りが確認されました。今後は、現金の残高と現金出納帳を毎日照合し、会計規程第29条に規定する現金（預金）残高報告を徹底するとともに、内部での定期的な会計検査の実施により内部牽制体制を強化し、再発防止を徹底することとしました。</p> <p>3 今後は、会計規程第30条から第34条までの規定を遵守し、什器備品台帳の作成及び管理を徹底するとともに、内部での定期的な会計検査の実施により内部牽制体制を強化し、再発防止を徹底することとしました。</p>

（監査総務課）

監査公表第17号

平成25年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成 25 年 8 月 23 日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 25財第687号
 平成25年5月31日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

平成24年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成25年3月19日付け24福監第222号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
高価物品の管理及び利用について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見 2 高価物品の管理について (1) 高価物品に係る現物と物品管理簿の照合</p> <p>速やかに高価物品に係る物品管理簿の整理を行うとともに、今後、高価物品に係る現物と物品管理簿の記載内容との照合を適切に行う必要がある。（文化スポーツ局、生活環境総室、県民安全総室、環境センター、健康衛生総室、総合療育センター、衛生研究所、観光交流局、テクノアカデミー郡山、農業総合センター、農業総合センター畜産研究所、農業総合センター農業短期大学校、県北建設事務所、県南建設事務所、会津若松建設事務所、喜多方建設事務所、南会津建設事務所）</p>	<p>（文化スポーツ局 生涯学習課） 現物と物品管理簿の照合、物品管理簿の整理を行った。</p> <p>（生活環境総室 青少年・男女共生課） 平成24年9月19日に高価物品に係る現物と物品管理簿との照合を行うとともに、当該監査の結果を基に、平成25年2月7日に電算登録処理（不用廃棄）が漏れていた物品の登録を行い物品管理簿を整理した。</p> <p>（県民安全総室 消防保安課） 現物と物品管理簿の記載内容との照合を行い、本庁と出先で二重に登録されている物品について本庁分の物品の削除を行い、物品管理簿を整理した。</p> <p>（県民安全総室 災害対策課） 震度情報ネットワークシステム保守管理システムについて、平成17年度に用途廃止し廃棄済みであったが、物品管理簿からの削除が未処理となっていた。 物品管理簿からの削除処理を行い、整合がとれたことを確認した。</p> <p>（県民安全総室 原子力安全対策課） 現物と物品管理簿の記載内容との照合を行い、震災等により廃棄処分を行い現物が無い物品については、登録から抹消</p>

するなどし、物品管理簿の整理を行った。

(環境センター)

高額物品に係る物品と物品管理簿との照合については、平成24年度行政監査における資料作成に当たり実施し、その結果、廃棄処分をしたにもかかわらず、物品管理簿の処理が未処理のままになってくるものを3件発見し、速やかに物品管理簿の整理を行った。

また、平成24年度末には、重要物品に限ることなく、全ての物品について、管理簿との照合を行い、適正に整理したところであり、今後は、毎年度末に物品管理簿との照合を行う。

(健康衛生総室 健康増進課)

現物と物品管理簿の不一致があった1件(超音波診断装置)について、廃棄手続が漏れていたことから、平成24年9月7日に削除の処理を行い、物品管理簿の整理を行った。

今後は、処分等の手続及び物品管理簿の整理を速やかに行うとともに、年度末に物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(総合療育センター)

物品管理簿を整理し、廃棄等の処分により現物が無いものについて、物品管理簿から削除した。

また、後継機種等を整備したことにより不用になった物品については、利用状況を確認の上、廃棄等により処分することとした。

今後は、処分等の手続及び物品管理簿の整理を速やかに行うとともに、物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(衛生研究所)

廃棄した物品2件(光度計、クロマトグラフ装置)について、廃棄手続が漏れており、物品管理簿等から削除した。

今後は、処分等の手続及び物品管理簿の整理を速やかに行い、物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(観光交流局 観光交流課)

現物と物品管理簿を照合し、不用決定(廃棄)の手続を行うことにより、物品管理簿を整理した。

今後は、定期的に現物と物品管理簿とを照合し、財務規則等に従って適切な事務処理を行っていく。

(テクノアカデミー郡山)

速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行った。

今後は、売払い等をした際には物品管理簿を整理するとともに、高額物品を取得した際には物品管理簿に記載する等、速やかに手続を行い適切に管理していく。

(農業総合センター)

指摘のあった抹消登録漏れのデンシトメーターについては、平成25年3月29日付けで重要物品の抹消登録を行った。

今後は、物品不用決定時の抹消登録を確実に行うとともに、現物と物品管理簿との照合を適切に行っていく。

(農業総合センター畜産研究所)

平成25年3月29日に、抹消登録を行い、現物と物品管理簿(物品登録一覧表)との照合を行った。

今後は、現物と物品管理簿の照合を適切に行っていく。

(農業総合センター農業短期大学校)

高額物品に係る現物と物品管理簿の照合を行い、現物がなかった物品について、廃棄手続が漏れていたことから、平成25年4月19日に財務会計システムにより抹消登録を行った。

今後は、定期的に現物と物品管理簿の照合を行っていく。

(県北建設事務所)

廃棄処分により現物がなく、物品管理簿の記載内容と合わなかった物品について、平成25年4月に物品管理簿から削除した。

(県南建設事務所)

廃棄処分により現物がなく、物品管理簿の記載内容と合わなかった物品について、物品管理簿から削除した。

(会津若松建設事務所)

・テレメータ監視装置(物品番号0000166~0000171)について、平成19年度に用途廃止し廃棄済みであったが、財務会計システムへの入力漏れのため、物品(重要)管理簿に記載されたままであった。

よって、平成24年11月14日付けで財務会計システムに物品不用決定に関する入力をして物品管理簿から削除した。

・小型除雪車(物品番号9600004)について、平成21年度に用途廃止し廃棄済みであったが、財務会計システムへの入力漏れのため、物品(重要)管理簿に記載されたままであった。

高額物品に係る物品管理簿の照合など、高額物品の適正な管理について、財務事務検査等を通じて可能な限り指導する必要がある。(出納局)

(2) 高額物品に係る一式(一体)物品の管理

高額物品に係る附属品について、適切に備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理する必要がある。(文化スポーツ局、生活環境総室、県民安全総室、総合療育センター、衛生研究所、観光交流局、テクノアカデミー郡山、テクノアカデミー浜、農業総合センター果樹研究所、農業総合センター畜産研究所、農業総合センター会津地域研究所、農業総合センター農業短期大学校、県北建設事務所、喜多方建設事務所、猪苗代土木事務所、南会津建設事務所、福島空港事務所)

よって、平成24年11月14日付けで財務会計システムに物品不用決定に関する入力をして物品管理簿から削除した。

(喜多方建設事務所)

猪苗代土木事務所所管の除雪機1台については、平成21年度に用途廃止の手続きを行い廃棄済みであったが、喜多方建設事務所管理の物品管理簿を整理していなかったため、財務会計システムにより登録を削除した。

今後は、財務規則施行通達第133条関係第4項の規定に基づき、年度末に物品と物品管理簿の記載内容を照合し、適正な管理を行う。

(南会津建設事務所)

物品管理簿から除外していなかった5件の高額物品(電子計算組織)を不用決定するとともに、准公所(山口土木事務所)で利用している高額物品(歴史資料類)を准公所へ管理換えすることにより、現物と物品管理簿の記載内容が一致するよう整理した。

(出納局 審査課)

高額物品に係る物品管理簿の照合について、平成25年度の財務事務検査において、重点的に検証・指導する。

(文化スポーツ局 生涯学習課)

高額物品に係る一式物品について現物を確認し、備品番号を貼付し、備品出納簿を作成した。

(生活環境総室 青少年・男女共生課)

平成25年2月7日に高額物品に係る附属品に備品番号を貼付するとともに、備品管理簿を作成し整理した。

(県民安全総室 消防保安課)

備品番号の貼付については改めて確認を行うとともに、附属品について枝番を付して記載するなどし、物品管理簿等の整理を行った。

(県民安全総室 原子力安全対策課)

備品番号の貼付については改めて確認を行うとともに、附属品について枝番を付して記載するなどし、物品管理簿等の整理を行った。

(総合療育センター)

利用状況等を確認の上、物品管理簿を整理した。

今後は、物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(衛生研究所)

平成22年度以降取得したものについては、附属品物品管理簿及び備品番号を貼付しているため、平成21年度以前に取得したものについては、調査し順次作成する。

今後は、物品管理簿の記載内容の照合や備品番号の貼付状況の確認を入念に行うことで、再発防止に努める。

(観光交流局 観光交流課)

遠隔地の県有施設等で対象となる物品を供用しているため、附属品に対する備品番号の貼付及び物品管理簿等の整理を、平成25年度内に計画的に行うこととする。

また、附属品を伴う高額物品を購入した際は、会計事務必携等に従って適切な事務処理を図っていく。

(テクノアカデミー郡山)

本体の備品番号に枝番号を付して備品出納簿を整理した。

今後も、本体及び附属品からなるいわゆる一式物品については、適切に備品番号を貼付し、高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理していく。

(テクノアカデミー浜)

対象物品については、備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿を適切に整理した。

今後とも、高額物品管理については、遺漏のないよう取り組んでいく。

(農業総合センター果樹研究所)

指摘に該当する物品が1件あったため、物品管理簿を整理の上、備品番号を貼付した。

今後は、附属品についても備品番号を貼付し、物品管理簿の整理について適切に行っていく。

(農業総合センター畜産研究所)

一式の高額物品について、物品管理簿を作成し、附属品を記載するとともに備品番号を貼付した。

今後は、附属品の有無について確認し、備品番号を貼付するとともに、物品管理簿の管理も適切に行っていく。

(農業総合センター会津地域研究所)

一式物品のうち「食味分析装置」の附属品に枝番の付いた備品番号標識を新たに貼付し、附属品管理簿に新たに記載した。

今後は、重要物品の検査通知書の内容について確認し、附属品についても適切に管理するとともに物品管理簿の管理も適切に行っていく。

(農業総合センター農業短期大学校)
枝番号を付番した附属品に備品番号を貼付し、附属品がある物品を確認の上、附属品管理簿を整理した。
今後は、附属品がある物品を購入した場合は、附属品管理簿により適切に管理していく。

(県北建設事務所)
附属品を伴う高額物品の取得時期は、平成4年度1件、5年度4件、7年度1件、17年度1件である。高額物品については本庁で購入し、公所で物品を受け入れるが、物品受け入れ時の関係書類が現存しないことから、附属品の特定は不可能である。
今後受け入れる物品については、行政監査の結果を踏まえ、適切に管理していく。

(喜多方建設事務所)
電子計算組織(テレメータ監視装置)については、取得後10年以上経過しており、一式に含まれる附属品の処理経過を整理することは困難である。
今後は、重要物品を受け入れる際に、一式で管理する附属品について枝番号を付した備品番号を貼り付けるとともに、附属品管理簿を作成して適正な管理を行う。

(猪苗代土木事務所)
電子計算組織(デジタル式運行記録解析装置)については、取得後8年以上経過しており、一式に含まれる附属品の処理経過を整理することは困難である。
今後は、重要物品を受け入れる際に、一式で管理する附属品について枝番号を付した備品番号を貼り付けるとともに、附属品管理簿を作成して適正な管理を行う。

(南会津建設事務所)
高額物品に係る附属品について、標識を貼付するとともに、財務問答集で示された附属品物品管理簿を整備した。

(福島空港事務所)
当該物品については、医療用搬送車の収納箇所に備品番号を貼付するとともに、救命具内訳書により管理する。

(出納局 審査課)
高額物品に係る一式(一体)物品の管理については、会計事務必携に記載して

改めて会計事務必携の附属品の取扱いに係る記載内容を周知・徹底する必要がある。(出納局)

<p>(3) 高額物品の保管</p> <p>高額物品を良好な状態で常に供用又は処分することができるように保管する必要がある。(テクノアカデミー浜、県北建設事務所)</p> <p>3 高額物品の利用について</p> <p>(2) 高額物品の有効利用</p> <p>「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」について、改めて周知・徹底する必要がある。(出納局)</p>	<p>いるところであるが、さらに全部局の職員への周知・徹底を図るため、すいとう時報第37号(平成25年3月25日発行)にて、より具体的な内容の説明を行った。</p> <p>(テクノアカデミー浜) 適正を欠いた保管状態にある一部高額物品については、現在、適切な維持管理に向け対応を進めている。 今後とも、高額物品の保管については、遺漏のないよう取り組んでいく。</p> <p>(県北建設事務所) あづま総合運動公園で供用している物品で、故障により使用不能だが、同機種の物品が故障した際の修理用部品として使用するため、倉庫に保管しておいた物品があった。高額、特殊な物品であったため、このような対応をしていたが、今後は順次処分を検討していく。</p> <p>(出納局 入札用度課) すいとう時報第37号(平成25年3月25日発行)に、改めて処理要綱を掲載し、重要物品の管理について、登録から遊休物品の登録、処分までの事務処理の周知・徹底を図った。</p>
---	--

(監査総務課)

監査公表第18号

平成25年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 25教財第227号
 平成25年5月31日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会委員長 境 野 米 子 囀

平成24年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成25年3月19日付け24福監第222号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

高額物品の管理及び利用について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 高額物品の管理について</p> <p>(1) 高額物品に係る現物と物品管理簿の照合</p> <p>速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行うとともに、今後、高額物品に係る現物と物品管理簿の記載内容との照合を適切に行う必要がある。(県立美術館、県立博物館、郡山北工業高等学校、岩瀬農業高等学校、平工業高等学校、勿来工業高等学校)</p> <p>高額物品に係る物品管理簿の照合など、高額物品の適正な管理について、財務事務検査等を通じて可能な限り指導する必要がある。</p> <p>(2) 高額物品に係る一式(一体)物品の管理</p> <p>高額物品に係る附属品について、適切に備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理する必要がある。(県立美術館、福島工業高等学校、郡山北工業高等学校、会津工業高等学校、平工業高等学校、勿来工業高等学校)</p>	<p>(県立美術館) 財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(県立博物館) 財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(郡山北工業高等学校) 財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(岩瀬農業高等学校) 財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(平工業高等学校) 財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(勿来工業高等学校) 財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(財務課) 教育庁各課室、各教育事務所、各所館、各県立学校に対して、行政監査結果報告書をもとに左記の事務手続における注意事項について周知を図った。</p> <p>(県立美術館) 備品番号の標識を付し、また附属品管理簿の整理を行った。</p> <p>(福島工業高等学校) 備品番号の標識を付し、また附属品管理簿の整理を行った。</p> <p>(郡山北工業高等学校) 平成24年度分については、標識の貼付、附属品管理簿の整理を行ったが、平成23年度以前のものについては未了であり、引き続き処理を進めていく。</p> <p>(会津工業高等学校) 一部の高額物品の附属品について、標</p>

<p>改めて会計事務必携の付属品の取扱いに係る記載内容を周知・徹底する必要がある。</p> <p>(6) 美術品、博物館資料等の管理</p> <p>入力継続中である収蔵作品等のデータベースについて、作品等管理のため十分に活用できるよう整備に努められたい。(県立美術館、県立博物館)</p> <p>3 高額物品の利用について (2) 高額物品の有効利用</p> <p>「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」について、改めて周知・徹底する必要がある。</p>	<p>識の貼付、附属品管理簿の整理を行ったが、未了のものについては、引き続き処理を進めていく。</p> <p>(平工業高等学校) 備品番号の標識を付し、また附属品管理簿の整理を行った。</p> <p>(勿来工業高等学校) 備品番号の標識を付し、また附属品管理簿の整理を行った。</p> <p>(財務課) 教育庁各課室、各教育事務所、各所館、各県立学校に対して、行政監査結果報告書をもとに左記の事務手続における注意事項について周知を図った。</p> <p>(県立美術館) 平成27年度までの完了を目指し、データ入力作業を進めていく。</p> <p>(県立博物館) 平成25年度内完了を目指し、データ入力作業を進めていく。</p> <p>(財務課) 教育庁各課室、各教育事務所、各所館、各県立学校に対して、行政監査結果報告書をもとに左記の事務手続における注意事項について周知を図った。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第19号

平成25年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 福公委（会）第1号
 平成25年5月22日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳 圃

平成24年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成25年3月19日付け24福監第222号で報告のありました平成24年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通

知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
高額物品の管理及び利用について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 高額物品の管理について</p> <p>(1) 高額物品に係る現物と物品管理簿の照合</p> <p>速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行うとともに、今後、高額物品に係る現物と物品管理簿の記載内容との照合を適切に行う必要がある。(会計課)</p> <p>(2) 高額物品に係る一式(一体)物品の管理</p> <p>高額物品に係る附属品について、適切に備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理する必要がある。(会計課)</p>	<p>(会計課)</p> <p>高額物品の不用決定又は分類換えに係る物品管理簿への登録が漏れていたものについては、平成25年3月21日に必要な登録を実施した。</p> <p>また、今後の防止策として、物品管理簿の適時適切な登録を全所属に指導するとともに、全所属を対象に警察本部(会計課)が毎年実施する物品検査において高額物品に係る物品管理簿と現物の照合を重点的に実施する。</p> <p>(会計課)</p> <p>高額物品に係る一式(一体)物品で附属品管理簿が未作成のもの又は枝番標識が未貼付のものについては、平成25年2月22日までに作成又は貼付を実施した。</p> <p>また、今後の防止策として、附属品管理簿の作成及び枝番標識の貼付について全所属に指導するとともに、全所属を対象に警察本部(会計課)が毎年実施する物品検査においてこれらの点についても確認を実施する。</p>

(監査総務課)